

令和 8 年度
第 1 回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和 8 年 7 月 1 日（水曜日）
秋田合同庁舎 第 1 会議室（5 階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （１）令和 8 年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
 - （２）令和 8 年度審議方針について
 - （３）令和 8 年度審議日程について
 - （４）その他

資 料

番号	頁
1 秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第 51 期)	1
2 令和 8 年度審議方針(案)	3
3 令和 8 年度審議会等開催予定（案）	5
4 令和 8 年度答申日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金）	7
5 秋田地方最低賃金審議会運営規程	9
6 秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程	11
7 秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領	13
8 秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領	17
9 関係する法条項等	19

秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第51期)

◎会長 ○会長代理

* 50音順

区 分	氏 名	現 職
公益代表	伊 藤 慎 一 いとう しんいち	秋田大学未来研究統括機構 教授
	◎ 臼 木 智 昭 うすき ともあき	秋田大学情報データ科学部 教授
	○ 嵯 峨 宏 さ が ひろし	弁護士
	堀 井 潤 ほりい じゅん	特定社会保険労務士
	まつもと かずと 松 本 和 人	弁護士
労働者代表	こだま けいこ 小 玉 恵 子	自動車総連秋田地方協議会 日産プリンス秋田販売労働組合
	ごとう まさふみ 後 藤 正 文	JAM秋田 オルガナイザー
	さとう なるき 佐 藤 成 樹	連合秋田 事務局長
	さぬき さおり 佐 貫 さおり	UAゼンセン秋田県支部 イオン東北労働組合
	にいげき なおと 新 関 直 人	UAゼンセン秋田県支部 支部長
使用者代表	お の ひでと 小 野 秀 人	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	さかいだ み き 境 田 未 希	(株)境田商事 取締役
	さとう むねき 佐 藤 宗 樹	(株)ホクシンエレクトロニクス 代表取締役社長
	ときた ゆうじ 時 田 祐 司	時田電機工業(株) 代表取締役社長
	わかいずみ ひろあき 若 泉 裕 明	東電化工業(株) 代表取締役社長
任 期		令和7年4月1日～令和9年3月31日

令和 8 年度 審 議 方 針 （ 案 ）

秋田地方最低賃金審議会

本審議会は、最低賃金法第 1 条の目的の達成のため、低賃金の労働者層に対する安全網の機能強化と労使の取組への補完等を目指した改正最低賃金法の趣旨、最近の各種統計資料や労使の意見聴取等によりの確に把握した秋田県の経済環境と賃金実態、並びに中央最低賃金審議会の審議状況及びその意見を踏まえて、主体的な意見を取りまとめることを期し、円滑な調査審議を進めるため令和 8 年度審議方針を次のように定める。

1 審議の効率化

(1) 審議会の運営等

ア 本審及び専門部会のほか、各側及び各側相互において必要に応じ随時意見を交換し、県内の産業経済・賃金水準の動向等実情把握に努力すること。

イ 必要に応じ合同専門部会を開催すること。

ウ 各側は、できる限り審議が長時間に及ぶことのないよう努力すること。

審議は、原則として午後 5 時までとし、やむを得ない場合でも午後 8 時頃までに終了すること。

エ 各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用すること。

オ 審議の実質的促進を図り、発効日を早めるように努力すること。

(2) 資料整備及び意見聴取等

各専門部会が必要と認める場合は、賃金の実態及び動向を的確に把握できるような資料を求めるとともに、意見聴取等を行うこと。

2 除外賃金

精皆勤手当、通勤手当、家族手当の 3 手当は、最低賃金の対象となる賃金から除外すること。

3 最低賃金額の設定様式

適用地域については、全県一本とすること。

令和8年度 最賃審議会等開催予定(案)

月	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		令和9年2月・3月		月
日	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		日
1	月		水	第1回本審(諮問) 意見聴取・専門部会委員 推薦公示	土	中賃目安小委 未定 中賃目安答申 7/29～8/4を 想定	火		木		2/15 月		1
2	火		木		日		水		金		16 火		2
3	水		金		月		木		土		17 水		3
4	木		土		火	第2回本審 (目安伝達) 第1回地賃 専門部会 第2回地賃 専門部会 第3回地賃 専門部会 (第3回本 審 答申) 8/3～8/18	金		日		18 木		4
5	金		日		水		土		月	第1回特賃専 門部会(合同) 第2回特賃専 門部会 第3回特賃専 門部会 10/5～10/30	19 金		5
6	土		月		木		日		火		20 土		6
7	日		火		金		月		水		21 日		7
8	月		水		土		火	本審(異議 審) 8/25(8/7答 申)～9/16 (8/31答申)	木		22 月		8
9	火		木		日		水		金		23 火	天皇誕生日	9
10	水		金	第2回中賃目安小委 (未定)	月 休会		木		土		24 水		10
11	木		土		火	山の日	金		日		25 木		11
12	金		日		水 休会		土		月	スポーツの日	26 金		12
13	土		月		木 休会		日		火		27 土		13
14	日		火		金 休会		月		水		28 日		14
15	月		水		土		火		木		1 月		15
16	火		木		日		水		金		2 火	本審(総括 等) 3月第2週ま でに開催	16
17	水		金	第3回中賃目安小委 (未定)	月		木		土		3 水		17
18	木		土		火		金		日		4 木		18
19	金		日		水		土		月		5 金		19
20	土		月	海の日	木		日		火		6 土		20
21	日		火		金	予備日 8/19～ 9/16 第4回地賃専 門部会(第4回 本審 答申) 第5回地賃専 門部会(第5回 本審 答申) (地賃答申後) 第1回特別小 委員会(労使参 考人意見聴取) 本審(異議審) 8/25(8/7答 申)～9/16(8/31答 申)	月	敬老の日	水		7 日		21
22	月		水		土		火		木		8 月		22
23	火		木	第4回中賃目安小委 (未定)	日		水	秋分の日	金		9 火		23
24	水		金		月		木	第2回公益 代表委員会 議 9/18～9/30	土		10 水		24
25	木	第1回公益代表委員会議	土		火		金		日		11 木		25
26	金	第1回中賃目安小委 (目安諮問)	日		水		土		月		12 金		26
27	土		月		木		日		火		13 土		27
28	日		火		金		月		水		14 日		28
29	月		水	中賃目安小委 未定 中賃目安答申 7/29～8/4を想 定	土		火		木		15 月		29
30	火		木		日		水		金		16 火		30
31			金		月				土		17 水		31

資料4

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木) 発効とするためには 8月5日(水) までに答申要旨を公示する必要がある。

答申(要旨公示)	15日	異議申出締切	8営業日	官報公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)

秋田地方最低賃金審議会運営規程

(昭和34年12月17日 審議会決定)
 (平成 8年 3月18日 一部改正)
 (平成10年 3月 5日 一部改正)
 (平成13年 8月27日 一部改正)
 (平成14年 5月13日 一部改正)
 (平成22年 7月 5日 一部改正)
 (令和 3年 6月30日 一部改正)
 (令和 5年 7月 4日 一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、秋田地方最低賃金審議会会長(以下「会長」という。)が必要と認めたときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益を代表する委員各1名を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。ただし、会長が選任されるまでは、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときには、委員でない者の説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときには、答申書、建議書又は議決書の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

(小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付 則

この改正規程は、令和5年7月4日から施行する。

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 専 門 部 会 運 営 規 程

(平成 7年 5月12日 審議会決定)
(平成 8年 3月18日 一部改正)
(平成10年 3月 5日 一部改正)
(平成13年 8月27日 一部改正)
(平成14年 5月13日 一部改正)
(令和 3年 6月30日 一部改正)
(令和 5年 7月 4日 一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(委員の定数)

第3条 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織する。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、各専門部会の部会長(以下「部会長」という。)が必要と認めたときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、秋田地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

付 則

この規程は、令和5年7月4日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

1 傍聴の公示、定員等

- ① 審議会傍聴の公示は、原則として開催日の 10 日前に、秋田労働局掲示板に 別添 1 により公示を行う。
- ② 傍聴人数は、若干名とする。
- ③ 傍聴希望者が多数の場合には、予め抽選し傍聴人を決定する。

2 傍聴人の整理等

- ① 傍聴人に対して、「審議会傍聴に当たっての留意事項」（別添 2）を配付し説明を行う。その際、留意事項に反している者に対しては、その行為の中止を求め、当該行為を中止しない等留意事項の遵守が困難であると認められる場合は、入場を制限する。
- ② 会場内において、留意事項に反する行為を行う者に対しては、会長及び事務局職員が口頭で注意する。それでも当該行為を中止しない場合には、会場外へ退去命令を行う。
- ③ 傍聴人が退去命令に従わない場合は、施設管理者に通報する。

3 傍聴人が意見の陳述を求めた場合の対応

- ① 最低賃金審議会の場合であり、委員以外のものが意見を陳述することは認められない旨回答する。
- ② その際、必要に応じて、意見の聴取の手続き（最賃法第 25 条第 5 項、6 項、最賃則第 11 条第 1 項）について説明する。

4 報道関係者への対応

- ① 報道関係者からの照会に対しては、審議会の概要について事務局が説明することとする。
- ② 報道関係者は、申出により傍聴を認める。人数については、会場の状況により判断する（記者席を設ける）。
- ③ 当日のテレビ、カメラの撮影は、審議中は認めない。

5 その他

本要領は、平成 13 年 9 月 18 日より施行する。

本要領は、平成 20 年 10 月 31 日に改正する。

本要領は、平成 30 年 7 月 4 日に改正する。

本要領は、令和元年 7 月 2 日に改正する。

本要領は、令和 5 年 7 月 4 日に改正する

秋田地方最低賃金審議会の公開に関する公示

秋田地方最低賃金審議会一般公示第 号

令和 年 月 日

秋田地方最低賃金審議会の傍聴について

秋田地方最低賃金審議会

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記によりお申し込みください。

記

1 日 時 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から

2 場 所 秋田合同庁舎 5階 第 会議室

3 議 題

(1)

(2)

(3)

(4)

4 傍聴者 若干名

5 申込要領

(1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を御記載の上、傍聴希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、メールアドレス及び所属を御記入の上、メールにて下記の宛先までお申し込みください。(締め切り)：令和 年 月 日(曜日) 17 時必着。

(2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には、抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方につきましては、事前に御連絡させていただきます。(傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。)

(3) 車椅子で傍聴をご希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

6 その他留意事項

(1) 傍聴に際しては、10 分前までに会場にお越しください。

また、傍聴に当たっては、別紙「審議会傍聴に当たっての留意事項」を遵守してください。

(2) 公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合及び率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会議の一部を非公開にすることがあります。

非公開とする場合には、退席いただくことがあります。

(3) お問い合わせ先

秋田地方最低賃金審議会事務局(秋田労働局労働基準部賃金室内)

〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎3階

e-mail : chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp

電話 018-883-4266

@以下エム、エイチ、エル、ダブル～

審議会傍聴に当たっての留意事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 2 携帯電話、スマートフォン等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はご遠慮ください。
- 4 傍聴人は、意見を述べることは出来ません。
- 5 審議会委員等の言論に対して発言し、又は拍手することは出来ません。
また、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 6 傍聴中、飲食等不体裁な行為は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はご遠慮ください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱す恐れが認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。
なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、退場していただく場合があります。

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

審議会傍聴に当たっての留意事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 2 携帯電話、スマートフォン等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はご遠慮ください。
- 4 傍聴人は、意見を述べることは出来ません。
- 5 審議会委員等の言論に対して発言し、又は拍手することは出来ません。
また、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 6 傍聴中、飲食等不体裁な行為は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はご遠慮ください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱す恐れが認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。
なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、退場していただく場合があります。

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

秋田地方最低賃金審議会運営小委員会 運 営 要 領

(昭和62年4月30日 審議決定)

- 1 秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、「秋田地方最低賃金審議会運営小委員会」(以下「運営小委員会」という。)を設ける。
- 2 運営小委員会は、「審議方針」の決定等審議会の運営に関する事項の審議を行う。
- 3 運営小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3名をもって構成する。
各委員は、審議会の議決により会長が指名する。
- 4 公益を代表する委員のうち1名は、委員の互選により運営小委員長となり、会議を招集する。
運営小委員長に事故あるときは、あらかじめ右記 の例により互選された者が運営小委員長の職務を代理する。
- 5 運営小委員会において委員が発言する場合には、運営小委員長の許可を得るものとする。
- 6 運営小委員会において調査審議した事項については、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。
- 7 委員が欠席する場合は、その旨を事前に運営小委員長に報告するものとする。
- 8 この要領に定めのないものについては、運営小委員長が必要に応じる小委員会に諮ったうえ定めるものとする。

付 則

この運営要領は昭和62年4月30日から施行する。

最低賃金法

(目的)

第 1 条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(地域別最低賃金の決定)

第 10 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があった場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(地域別最低賃金の改正等)

第 12 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(会長)

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

(3 項、4 項 略)

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(6 項 略)

最低賃金審議会令

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の三分の二以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(3項 略)

(最低賃金専門部会)

第6条

(1項～4項 略)

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(6項、7項 略)